



第13回

# 定時株主総会 招集ご通知

## 日 時

2021年12月23日（木曜日）午前10時

## 場 所

東京都世田谷区太子堂4-1-1  
キャロットタワー 14階  
本社特設会場

## 議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、事前に議決権行使のうえ、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。

株式会社キャリア

証券コード：6198

## 株主のみなさまへ

株主のみなさまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年より新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会全体に大きな影響や変化が起き、当社においても、派遣ニーズの低下など経営環境に、少なからずの影響を受けております。

しかしながら、我々は、この変化に対応すべく、従業員一丸となり、コロナ禍でのニーズのある仕事の開拓や、オペレーションの改善を行い、従業員の解雇や事業の縮小など深刻な事態は避けられたものと考えております。

特にワクチン事業におきましては、当社の培ってきたノウハウが社会課題の解決に微力ながら協力できたのではないかと喜ばしい気持ちでもあります。

大変な社会状況ではありますが、長期的な日本の高齢社会化に関わる課題は変わらず存在し続け、我々の事業に対する社会的な必要性も求められ続けると考えております。

今後につきましても、我々は、社会の変化に柔軟に対応できる体制を維持しつつ、継続して成長し続けられるよう、尽力していく所存でございます。

株主のみなさまには引き続きご支援頂ければ幸いです。

代表取締役会長兼社長

かわしま いち ろう  
川 嶋 一 郎

## 目 次

第13回定時株主総会招集ご通知……………	1	監査報告……………	36
事業報告……………	3	株主総会参考書類……………	42
計算書類……………	30		

証券コード 6198  
2021年12月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目4番4号  
武蔵ビル4階  
株式会社キャリア  
代表取締役会長 川嶋一郎  
兼社長**第13回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から人との接触を低減する取組が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。なお、株主総会の模様につきましてはインターネットによる同時中継にてご視聴いただくことができます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご確認のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月22日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- |                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| 1. 日            | 時 | 2021年12月23日（木曜日）午前10時  |
| 2. 場            | 所 | 東京都世田谷区太子堂4-1-1 キャロットタワー 14階<br>なお、本年も、感染拡大防止のため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。よろしくお願いいたします。  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 |   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第13期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第13期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件</li> </ol> |

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

### 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する株主さまへのお願い

- 会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- 会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、体調確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。（<https://www.careergift.co.jp/>）

### インターネットによる同時中継のご案内

株主総会の模様をインターネットにより同時中継いたします。

公開日時 2021年12月23日（木曜日）午前10時より

<同時中継ご視聴にあたっての注意事項>

- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
  - ご視聴いただく場合の通信料金等は株主さまのご負担となります。
  - 同時中継をご視聴される株主さまは株主総会の決議にご参加いただくことができません。書面により事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。
  - 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
  - 同時中継URLの第三者への提供は固くお断りいたします。
  - ご出席される株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.careergift.co.jp/ir/>）に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告・計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.careergift.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主懇親会並びに粗品の配布等は予定しておりませんので、予めご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続いているものの、ワクチン接種による新規感染者数の減少等により9月末に緊急事態宣言が解除されるなど、活動制限の緩和による経済活動の正常化に向けた動きが見られてまいりました。

しかしながら、新たな変異株の発生等による緊急事態宣言の再発出に起因する景気の下振れリスクは依然として無くならない状況にあり、予断を許さない状況は続いております。

人材サービス業界を取り巻く環境におきましては、厚生労働省が発表した2021年9月の有効求人倍率が1.16倍と低水準の状態に加え、総務省統計局が発表した2021年9月の完全失業率の指数は2.8%と低水準に留まる等、人材需要は回復しつつも依然として新型コロナウイルス感染症の影響が継続しております。

このような経済状況のもと、当社グループの運営する「高齢化社会型人材サービス」の環境は、内閣府の2021年版高齢社会白書によりますと、当社グループで定義しておりますアクティブシニア（55歳以上の働く意欲のある人）の労働力人口は、2020年度の推計で2,126万人（前年対比1.5%増）、総労働力人口の31.0%を占めております。アクティブシニアの労働力人口は年々増加傾向にあり、当社グループの事業領域も拡大していくことが見込まれます。

このような経営環境の中、当社は継続的な企業価値の向上を実現すべく、既存事業の継続成長及び中長期での業績向上を目的とした新たな取り組みを実施してまいりました。

新型コロナウイルス感染症による影響につきましては、シニアワーク事業のホワイトカラー分野においては、新型コロナウイルス感染症に関連するコールセンター業務を受注し売上高に寄与しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大前に受注していた案件等は受注減となっており、全体的な受注としては、新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準に回復しておりません。一方、シニアケア事業においては、介護施設等に対しての派遣事業であり、このような社会情勢下の中でも大きな影響を受けることはありませんでした。

新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、当社は期初に掲げた方針の通り、事業所に係る家賃を削減すべく、東京本社、大阪支店、福岡支店、札幌支店の移転を実施いたしました。移転の実施による当期の業績への寄与は、今期は移転に係る出退店費用等も発生しており、貢献しないと見込んでおりますが、中長期的に当社の業績に影響を及ぼすものと見込んでおります。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は前年同期比1,936,685千円(15.8%)増収の14,184,491千円、営業利益は、479,707千円増益の481,689千円、経常利益は、477,766千円増益の482,449千円となりました。これに特別損失、法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比108,256千円増益の68,912千円となりました。

なお、当社グループは「高齢化社会型人材サービス」の単一セグメントであります。事業別の業績を示すと以下のとおりであります。

#### (イ) シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にコールセンター、公共機関における事務作業を行うホワイトカラー職種とビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスなどの身体的な作業を行うブルーカラー職種との2つの分野においてアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることもあり、シニアワーク事業内における販売費及び一般管理費を圧縮し、利益率の改善に努めました。2021年3月にはシニア人材の新たな活用を実現すべく、障がい者雇用支援事業を展開する子会社を設立いたしました。また、引き続き取扱い職種の開拓及び新たな働き方の提案が課題であると認識しており、シニア活用コンサルタントの採用育成の強化を図っております。

この結果、シニアワーク事業の売上高は3,903,814千円(前年同期比8.8%減)となりました。

#### (ロ) シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。本事業においては、人手不足に悩む全国の介護施設への人材供給を行うべく積極的な支店開設を基本方針としており、この方針に則り、2021年4月に新潟支店、同年8月に金沢支店、松本支店、同年9月に沖縄支店を開設するとともに、既存支店においては、業績拡大を目的に、既存支店の中での担当地域の細分化による営業活動の深堀、自社求人サイト内のコンテンツを拡充させるとともに、登録スタッフ増加のための広告宣伝の強化、従業員採用の強化を図っております。

また、一部のエリアにおいては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の為の看護師の派遣案件を受注するなど柔軟に対応して参りました。

この結果、シニアケア事業の売上高は10,280,676千円(前年同期比29.0%増)となりました。

事業別売上高

事業区分	第12期 (2020年9月期) (前連結会計年度)		第13期 (2021年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
シニアワーク事業	4,280,861	35.0	3,903,814	27.5	△377,047	△8.8
シニアケア事業	7,966,944	65.0	10,280,676	72.5	2,313,732	29.0
計	12,247,806	100.0	14,184,491	100.0	1,936,685	15.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、新規出店や既存支店内の設備及び経営効率、ガバナンスの強化を目的としたシステム投資、派遣スタッフの集客の効率化を目的としたサイト構築を中心に総額51,423千円を実施しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、1,200,000千円を金融機関借入にて実施いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年3月31日に株式会社ウェルネスキャリアサポートを完全子会社として新たに設立いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 10 期 (2018年9月期)	第 11 期 (2019年9月期)	第 12 期 (2020年9月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2021年9月期)
売上高 (千円)	－	11,594,565	12,247,806	14,184,491
経常利益 (千円)	－	281,539	4,682	482,449
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	－	157,368	△39,344	68,912
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	－	18.62	△4.63	8.10
総資産 (千円)	－	3,131,099	3,503,309	4,831,558
純資産 (千円)	－	1,350,010	1,278,176	1,392,336
1株当たり純資産 (円)	－	153.62	145.27	153.37

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数を除く) に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数 (自己株式数を除く) に基づき算出しております。
3. 第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期の各数値は記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 10 期 (2018年9月期)	第 11 期 (2019年9月期)	第 12 期 (2020年9月期)	第 13 期 (当事業年度) (2021年9月期)
売上高 (千円)	10,094,160	10,815,486	11,013,535	12,351,247
経常利益 (千円)	462,685	306,309	79,338	446,866
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	294,947	174,491	39,341	△12,403
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	34.60	20.64	4.63	△1.46
総資産 (千円)	2,521,934	3,021,373	3,386,349	4,241,088
純資産 (千円)	1,375,636	1,359,445	1,362,542	1,365,686
1株当たり純資産 (円)	160.35	158.25	159.15	157.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数を除く) に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数 (自己株式数を除く) に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社キューボグループ	100千円	100.0%	子会社の経営管理
株式会社キューボ	45,000千円	59.0% (59.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社オプション	45,000千円	59.0% (59.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社キャスト	45,000千円	59.0% (59.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社ジョブコラボ	20,000千円	100.0% (100.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社ウェルネスキャリアサポート	30,000千円	100.0% (100.0%)	障がい者雇用支援事業、有料職業紹介事業

(注) 議決権比率の( )内は、間接所有割合を内数で記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、「高齢化社会型人材サービス」として、わが国の急速に進みゆく高齢化社会において、老後の暮らしの安心確保と慢性的な労働力不足を解消するため、様々な業界においてシニア人材が働ける就業機会を創造することを目指しております。そのため当社が対処すべき課題は以下のとおりであります。

##### ① シニア人材の就業機会の拡大

現状、多くの業界や各企業においてはシニア人材の活用を敬遠し、若者を雇用する傾向であることは否めません。当社では、シニアの就業率の低いクライアントに対し、当初は若年層も含む幅広い年代の人材提供を行うことでクライアントの業務内容の理解を高め、シニア活用コンサルティングにより、シニアでも対応可能と考えられる業務を抽出し、業務分析及び業務フローの改善提案を行っております。このような業務分析と実際の就業状況をノウハウ・実績として蓄積することで、アクティブシニアの高い就業率を図っております。

今後もクライアントに対し、シニア人材の活用ノウハウを啓蒙することなどにより、シニア人材の就業機会を拡大させることや当社のシニア活用コンサルタントの育成強化及び対応業種の拡大が当社の成長のために必要な課題と認識しております。

##### ② 人材確保と育成

当社グループ事業の中長期的な成長のためには、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。積極的な採用活動、教育研修の充実、人事評価制度の構築、魅力ある職場づくりなどが課題であると認識しております。

##### ③ スタッフ募集の効率化

アクティブシニアの募集については、シニアのITリテラシー(ITを使いこなす能力)の向上に伴い、紙媒体に変わる自社WEBサイトの強化など、メディアによる募集の効率及び認知度の向上が当社の業績向上を図るための課題と認識しております。

また、看護師や介護士の求職者の獲得競争が激しい状況にあり、今後も一層の激化が想定されます。これに対して、自社サイトのユーザビリティ向上やコンテンツ強化などを推し進め、ブランドや認知度の向上が課題であると認識しております。

#### ④ 経営管理体制の強化

当社グループは、企業規模の拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、支店運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切なディスクロージャーやIR活動に取り組むことが企業価値の向上に繋がるものと認識しております。

#### ⑤ 新規事業開発

当社グループの経営理念「高齢化社会のなかで、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中の実現を目指します。」を実現するためには、高齢化社会型人材サービスの強化とシニアへの新たなサービス開発が重要であると認識しております。

#### ⑥ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症を発端とする国内外の経済への影響は当連結会計年度末現在において、緩やかに回復することの兆しがあるものの、来期以降も継続すると判断しております。当社グループでは、緊急事態宣言の発令後、在宅ワークの推奨、社内インフラの整備、販管費の抑制等を行って参りました。今後の影響も勘案し、引き続き従業員の働き方の改善ならびに販管費のコントロールをおこない、来るべき景気回復に備えるべく、国内外の経済環境を注視してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

事業区分	区分	就労場所	業務内容
シニアワーク事業	ビルメンテナンス	オフィスビル、マンション、商業施設等	施設清掃、設備管理、通信系軽作業
	ベッドメイキング	ホテル等	客室清掃、ベッドメイキング
	オフィスワーク	官公庁、一般企業、コールセンター等	データ入力作業、書類整理・管理等、コールセンター
	ロジスティックス	物流業、引越等	倉庫内軽作業（ピッキング仕分け、梱包等）、引越梱包・開梱の作業
	有資格者紹介	建設業、一般企業等	施工管理、経理・監査等

事業区分	就労場所	主な登録有資格者
シニアケア事業	入所介護型施設	看護師、准看護師、介護士
	在宅介護型施設	
	医療機関等	
	各顧客宅	

## (6) 主要な営業所 (2021年9月30日現在)

名	称	所	在	地
本	社	東京	都	世田谷区
札幌	支店	北海道	札幌市	中央区
仙台	支店	宮城県	仙台市	青葉区
新潟	支店	新潟県	新潟市	中央区
金沢	支店	石川県	金沢市	
高崎	支店	群馬県	高崎市	
宇都宮	支店	栃木県	宇都宮市	
水戸	支店	茨城県	水戸市	
大宮	支店	埼玉県	さいたま市	大宮区
秋葉原	支店	東京	都	千代田区
池袋	支店	東京	都	豊島区
新宿	支店	東京	都	新宿区
渋谷	支店	東京	都	渋谷区
竹の塚	支店	東京	都	足立区
船橋	支店	千葉県	船橋市	
横浜	支店	神奈川県	横浜市	西区
松本	支店	長野県	松本市	
静岡岡	支店	静岡県	静岡市	駿河区
浜松	支店	静岡県	浜松市	中区
名古屋	支店	愛知県	名古屋市	中区
三重	支店	三重県	津市	
京都	支店	京都府	京都市	下京区
奈良	支店	奈良県	橿原市	
大阪	支店	大阪府	大阪市	北区
神戸	支店	兵庫県	神戸市	中央区
岡山	支店	岡山県	岡山市	北区
広島	支店	広島県	広島市	中区
高松	支店	香川県	高松市	
福岡	支店	福岡県	福岡市	博多区
熊本	支店	熊本県	熊本市	中央区
鹿児島	支店	鹿児島県	鹿児島市	
沖縄	支店	沖縄県	那覇市	

**(7) 使用人の状況 (2021年9月30日現在)**

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
234 (80) 名	6名減 (2名増)	30.5歳	2.1年

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト含む）は、( ) 内に年間平均人員数（小数点以下を四捨五入）を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)**

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社三井住友銀行	300,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2021年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 8,624,320株  
 ③ 株主数 5,356名  
 ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
川 嶋 一 郎	4,270,520株	50.21%
北 野 大 輔	361,100	4.25
新 沼 吾 史	111,100	1.31
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	82,800	0.97
株 式 会 社 オ ー プ ン ル ー プ	80,600	0.95
竹 上 雅 彦	77,400	0.91
松 井 証 券 株 式 会 社	73,400	0.86
ク レ デ ィ ・ ス イ ス 証 券 株 式 会 社	71,500	0.84
内 木 真 哉	71,000	0.83
株 式 会 社 S B I 証 券	57,304	0.67

(注) 当社は、自己株式118,600株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

##### I 第7回新株予約権 2020年12月25日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使金額 1個につき363円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
  - ②その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 2023年12月1日から2030年12月23日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	2,155個	普通株式 215,500株	3名

## II 第8回新株予約権 2020年12月25日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使金額 1個につき363円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - ①2021年9月期から2023年9月期の有価証券報告書に記載された当社グループの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における合計の営業利益が下記に掲げる各金額以上となった場合に限り、行使することができる。行使可能な本新株予約権の個数は、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する本新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合、行使できないものとする。
    - 営業利益が426百万円未満の場合：  
行使できないものとする
    - 営業利益が426百万円以上568百万円未満の場合：  
割当個数の60%
    - 営業利益が568百万円以上710百万円未満の場合：  
割当個数の80%
    - 営業利益が710百万円以上の場合：  
割当個数の100%
  - ②上記①の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で認めた場合はこの限りではないものとする。

③新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

④その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間 2024年12月1日から2030年12月23日

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	2,155個	普通株式 215,500株	3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役 の 状況 (2021年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼社長	川 嶋 一 郎	BH株式会社 代表取締役 株式会社J R西日本キャリア 代表取締役 株式会社キューボグループ 代表取締役
取 締 役	竹 上 雅 彦	株式会社キューボグループ 取締役 株式会社キューボ 代表取締役
取 締 役	海 老 澤 篤	株式会社ウェルネスキャリアサポート 代表取締役
取 締 役	谷 間 真	株式会社T-R E V I V Eコンサルティング 代表取締役 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役 株式会社日本医療機器開発機構 監査役 株式会社F R E E M I N D 取締役 株式会社ザップパラス 取締役 監査等委員 シンフォニーマーケティング株式会社 取締役 C A P S株式会社 取締役 株式会社ミライロ 取締役 monoAI technology株式会社 取締役 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー 取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	吉 村 精 治	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 澤 大 格	汐留総合法律事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 本 和 成	山本和成公認会計士・税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役谷間真氏、取締役竹澤大格氏及び取締役山本和成氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にすることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員山本和成氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役の谷間真氏、竹澤大格氏及び山本和成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役（監査等委員を除く。）及び各監査等委員である取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

#### (イ) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、当社の取締役の報酬は、確定金額報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等（株式報酬）により構成されるものとする。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給することとする。

#### (ロ) 基本報酬（確定金額報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の水準、当社の業績、従業員給与の水準などを合わせて考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

#### (ハ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標（KPI）の達成度のランクに応じて、反映した現金報酬とする。目標となる業績指標や計算方法は、適宜、環境の変化に応じて、指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等としては、株式報酬とし、市況や事業の状況、当社戦略に応じて支給を検討する。支給する場合においては、中期経営計画に対する役割および期待値を反映し、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。なお、株式報酬の内容、数の算定方法の決定、株式報酬の付与時期、その他株式報酬に係る内容については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。

(二) 確定金額報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、各取締役の職責、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で個人別の報酬等の内容を決定するものとする。

(ホ) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役に対し報酬等を与える時期については、基本報酬および業績連動報酬は月例の固定報酬として月に一度支給する。非金銭報酬等は、その都度取締役会において決定をし、支給する。

報酬等の条件の決定に関しては、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。

(ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役の個人別の確定金額報酬の内容については、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分を加味し、指名・報酬委員会において検討する。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、これを決定する。

取締役の個人別の業績連動報酬等は、各取締役の事業年度ごとの業績指標（KPI）の達成度のランクに応じて、算出し、指名・報酬委員会において検討する。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、これを決定する。

なお、取締役の個人別の株式報酬の内容については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において、その内容を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1)	65,819千円 (3,600)	45,850千円 (3,600)	19,969千円 -
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	13,200 (7,200)	13,200 (7,200)	- -
合 計 （うち社外役員）	7 (3)	79,019 (10,800)	59,050 (10,800)	19,969千円 -

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役4名（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2019年12月24日開催の第11回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、役員報酬とは別枠で2019年12月24日開催の第11回定時株主総会において、当社取締役3名（社外取締役を除く。）に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的としたストックオプションとして年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役3名（監査等委員）の報酬限度額は、2019年12月24日の第11回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の報酬については、2019年12月24日開催の第11回定時株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬等の決定方針は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会で審議し、2020年12月23日開催の取締役会にて承認する方法にて決定しており、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議にて決めております。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	谷間 真	株式会社バルニバービ 取締役 株式会社T-REVIVEコンサルティング 代表取締役 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員 株式会社日本医療機器開発機構 監査役 株式会社FREEMIND 取締役 シンフォニーマーケティング株式会社 取締役 CAPS株式会社 取締役 株式会社ミライロ 取締役 monoAI technology株式会社 取締役 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー 取締役	重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	竹澤 大格	汐留総合法律事務所 所長	重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	山本 和成	山本和成公認会計士・税理士事務所 所長	重要な取引及びその他の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	谷間 真	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を8回行いました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	竹澤 大格	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を8回行いました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、企業法務の実務経験が長い弁護士としての専門的見地から助言や提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山本 和成	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を8回行いました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、すべての取締役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2022年6月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者様から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 かがやき監査法人

(注) 2020年12月23日開催の第12回定時株主総会においてかがやき監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったE Y新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に当該議案を株主総会の目的とすることを請求します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり定めております。

- ① 当社の取締役及び使用人及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (イ) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。
  - (ロ) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、正社員就業規則等に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。
  - (ハ) 人事・総務グループをコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (二) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わないとする内部通報規程を「コンプライアンス規程」に規定するとともに、内部通報窓口を設ける。
- (ホ) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。
- (ヘ) 監査等委員である取締役は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査等委員は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (イ) 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び「文書管理規程」などに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。
  - (ロ) 取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、「リスク管理規程」を制定し、当社グループ全体の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
  - (ロ) 「リスク管理規程」を定めてリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
  - (ハ) 危機発生時には、対策本部などを設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
  - (ニ) 監査等委員である取締役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
  - (ホ) 取締役会は、定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
  - (ヘ) 取締役会及びコンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、当社グループ全体での再発防止策の展開等の活動を推進する。
- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - (ロ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

- ⑤ 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社子会社の業務執行の状況については、定期的に取り締役会において報告されるものとする。
  - (ロ) 当社の定める「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は取締役会の承認を義務付けるものとする。
  - (ハ) 内部監査室は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、代表取締役に報告するものとする。
- ⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社は、「関係会社管理規程」により子会社に対する管理基準等を定めるものとする。
  - (ロ) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営管理グループはその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - (ハ) 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人においてこれを補助する。
  - (ロ) 監査等委員会を補助する使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である者を除く。）及び上長などの指揮命令を受けないものとする。
  - (ハ) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- (イ) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか本社会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

- (ロ) 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員である取締役に報告する。
- (ハ) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めに従い、監査等委員である取締役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ⑨ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査等委員会は、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (ロ) 監査等委員である取締役は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (ハ) 監査等委員である取締役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (ニ) 監査等委員である取締役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
- (イ) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
- (ロ) 当社は、反社会的勢力に対して、コーポレートディビジョンマネージャー若しくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

⑫ 財務報告に係る内部統制

- (イ) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査等委員会、取締役会に報告する。
- (ロ) 監査等委員である取締役は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

⑬ I Tへの対応

- (イ) 経営者は、中長期的な展望でI Tへの取り組みを検討するよう努める。I Tの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。
- (ロ) 業界や取引先のI Tへの対応状況を認識し、財務報告に係る、内部統制の整備方針を決定する。
- (ハ) 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。
- (ニ) 経営者は、I Tに係る全般統制及びI Tに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役3名）で構成されており、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査等委員である取締役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

また、当社は取締役会の任意の諮問機関として、取締役及び監査等委員である取締役の指名、取締役の報酬に関する意思決定等に独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置いたしております。

## ② 監査等委員会

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、月1回の定時監査等委員会を開催しております。監査等委員である取締役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客観性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

## ③ 本社会議

当社の本社会議は、常勤取締役（監査等委員である者を除く。）、常勤監査等委員、グループマネージャーで構成されており、原則として毎週月曜日に開催しております。本社会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会で決定した経営基本方針に基づき、業務執行に係る重要な事項についての審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

## ④ リスク管理体制の整備について

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることにより、万一リスクが顕在化した場合でも損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。

代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、リスク管理システムの整備・運用に関する報告、リスク対策等に関する審議を行っております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元と長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益分配を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、更なる成長力強化のために必要となる投資、手元資金の状況を勘案し、無配としました。

なお、当社は定款に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」旨を定めております。

（注）本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,302,624</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,373,882</b>
現金及び預金	1,612,700	短期借入金	1,200,000
売掛金	2,565,168	1年内返済予定の長期借入金	11,796
前払費用	101,121	未払金	378,064
その他	29,544	未払費用	1,067,376
貸倒引当金	△5,908	未払法人税等	221,940
<b>固定資産</b>	<b>528,933</b>	未払消費税等	351,761
<b>有形固定資産</b>	<b>249,913</b>	預り金	57,915
建物	148,604	賞与引当金	84,462
工具、器具及び備品	101,293	返金引当金	127
車両運搬具	16	その他	436
<b>無形固定資産</b>	<b>60,358</b>	<b>固定負債</b>	<b>65,339</b>
ソフトウェア	57,082	長期借入金	10,335
その他	3,275	資産除去債務	55,004
<b>投資その他の資産</b>	<b>218,661</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,439,222</b>
関係会社株式	15,161	<b>(純資産の部)</b>	
差入保証金	152,589	株主資本	1,304,530
破産更生債権等	2,862	資本金	157,590
長期前払費用	5,722	資本剰余金	137,590
繰延税金資産	45,126	利益剰余金	1,161,656
その他	61	自己株式	△152,306
貸倒引当金	△2,862	新株予約権	24,393
<b>資産合計</b>	<b>4,831,558</b>	非支配株主持分	63,413
		<b>純資産合計</b>	<b>1,392,336</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>4,831,558</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		14,184,491
売上原価		10,933,011
売上総利益		3,251,480
販売費及び一般管理費		2,769,791
営業利益		481,689
営業外収益		
受取利息及び配当金	38	
助成金収入	11,542	
持分法による投資利益	1,280	
その他	843	13,705
営業外費用		
支払利息	3,874	
休業手当	8,120	
その他	950	12,945
経常利益		482,449
特別利益		
新株予約権戻入益	4,423	4,423
特別損失		
本社移転費用	7,606	
和解金	2,154	
固定資産除却損	8,637	
のれん償却額	146,075	
減損損失	4,347	168,821
税金等調整前当期純利益		318,051
法人税、住民税及び事業税	234,584	
法人税等調整額	△15,146	219,438
当期純利益		98,612
非支配株主に帰属する当期純利益		29,700
親会社株主に帰属する当期純利益		68,912

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	157,590	137,590	1,092,744	△152,306	1,235,618
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			68,912		68,912
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	68,912	-	68,912
当 期 末 残 高	157,590	137,590	1,161,656	△152,306	1,304,530

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	8,846	33,712	1,278,176
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			68,912
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	15,546	29,700	45,247
当 期 変 動 額 合 計	15,546	29,700	114,159
当 期 末 残 高	24,393	63,413	1,392,336

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,540,869</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,820,397</b>
現金及び預金	1,078,150	短期借入金	1,200,000
売掛金	2,080,424	未払金	129,012
関係会社短期貸付金	212,500	未払費用	932,991
前払費用	85,026	未払消費税等	269,721
その他	87,768	未払法人税等	177,101
貸倒引当金	△3,000	預り金	44,332
<b>固定資産</b>	<b>700,219</b>	賞与引当金	66,673
<b>有形固定資産</b>	<b>54,666</b>	返金引当金	127
建物	50,865	その他	436
工具、器具及び備品	3,801	<b>固定負債</b>	<b>55,004</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>52,169</b>	資産除去債務	55,004
ソフトウェア	52,169	<b>負債合計</b>	<b>2,875,402</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>593,383</b>	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	132,684	<b>株主資本</b>	<b>1,341,292</b>
関係会社長期貸付金	295,000	資本金	157,590
差入保証金	120,553	資本剰余金	137,590
破産更生債権等	2,862	資本準備金	137,590
長期前払費用	5,329	<b>利益剰余金</b>	<b>1,198,418</b>
繰延税金資産	39,805	利益準備金	5,000
その他	10	その他利益剰余金	1,193,418
貸倒引当金	△2,862	繰越利益剰余金	1,193,418
<b>資産合計</b>	<b>4,241,088</b>	<b>自己株式</b>	<b>△152,306</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>24,393</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,365,686</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>4,241,088</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		12,351,247
売 上 原 価		9,618,599
売 上 総 利 益		2,732,648
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,285,928
営 業 利 益		446,719
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,555	
助 成 金 収 入	10,906	
そ の 他	483	12,945
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,727	
休 業 手 当	8,120	
そ の 他	950	12,798
経 常 利 益		446,866
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,423	4,423
特 別 損 失		
本 社 移 転 費 用	7,606	
和 解 金	2,154	
固 定 資 産 除 却 損	8,637	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	268,179	
減 損 損 失	4,347	290,924
税 引 前 当 期 純 利 益		160,365
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	184,359	
法 人 税 等 調 整 額	△11,589	172,769
当 期 純 損 失		12,403

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,205,822	1,210,822
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失					△12,403	△12,403
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△12,403	△12,403
当 期 末 残 高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,193,418	1,198,418

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△152,306	1,353,696	8,846	1,362,542
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失		△12,403		△12,403
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			15,546	15,546
当 期 変 動 額 合 計	－	△12,403	15,546	3,143
当 期 末 残 高	△152,306	1,341,292	24,393	1,365,686

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月25日

株式会社キャリア  
取締役会 御中

### かがやき監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 上田 勝久  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森本 琢磨  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャリアの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月25日

株式会社キャリア  
取締役会 御中

### かがやき監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 上田 勝久  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森本 琢磨  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャリアの2020年10月1日から2021年9月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び使用人からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象 特記すべき重要な後発事象は認められません。

2021年11月29日

株式会社キャリア 監査等委員会

監査等委員（常勤） 吉 村 精 治 ㊞

監査等委員（社外） 竹 澤 大 格 ㊞

監査等委員（社外） 山 本 和 成 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 1. 提案の理由

##### (1) 本店所在地の変更

当社は、業務運営体制の最適化の為に、本店を移転することといたしました。

本店移転に伴い、現行定款第3条の本店所在地を東京都新宿区から、東京都世田谷区に変更するものであります。この変更は、本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を併せて規定するものであります。なお、当該附則は効力発生日経過後に削除するものといたします。

##### (2) 場所の定めのない株主総会を可能とする変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」）が一部が施行され、上場会社において、定款に定めること等の一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減する為、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款の変更を行うものであります。

なお、定款変更の効力は、本株主総会での決議に加え、改正産競法の定めにより、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認（以下「本確認」）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものとし、その旨の附則を併せて規定するものであります。なお、当該附則は効力発生日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、2019年12月開催の定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 2019年12月開催の定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項に定めるところによる。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、2019年12月開催の定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 2019年12月開催の定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項に定めるところによる。</p>



**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かわしま いちろう 川嶋 一郎 (1978年7月12日)	2001年2月 株式会社ザッパラス入社 2007年10月 BH株式会社設立 代表取締役（現任） 2008年5月 株式会社PINK設立 代表取締役 2009年3月 株式会社POINTDAKARA 代表取締役 2009年4月 当社設立 代表取締役 2009年12月 株式会社POINTDAKARA 取締役（現任） 2011年8月 株式会社アズスタッフ設立 取締役 2011年10月 当社代表取締役会長 2011年12月 プラスハチイチ株式会社 代表取締役 2011年12月 株式会社アプリプラス設立 取締役 2012年10月 株式会社BUY THE WAY設立 取締役 2013年9月 当社取締役会長 2018年10月 当社代表取締役会長 2018年12月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2019年3月 株式会社キューボグループ 代表取締役（現任） 2019年4月 株式会社J R西日本キャリア 代表取締役（現任）	4,270,520株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	たけがみ まさ ひこ 竹上 雅彦 (1978年3月31日)	2001年4月 グッドウィル・グループ株式会社入社 2004年8月 株式会社グッドウィルへ転籍 2008年8月 ワンサードキャリア株式会社 取締役 2012年4月 株式会社ブレイブ 執行役員事業本部長 2013年9月 株式会社ブレイブ 取締役 2017年3月 株式会社キューボ設立 代表取締役(現任) 2018年12月 当社取締役(現任) 2019年3月 株式会社キューボグループ 取締役(現任)	77,400株
3	えびさわ あつし 海老澤 篤 (1974年5月9日)	1994年10月 株式会社フルキャスト 入社 2000年1月 株式会社フルキャストHR総研 転籍 2007年10月 株式会社フルキャストHR総研 執行役員事業本部長 2009年6月 株式会社りらいあコミュニケーション株式会社入社 2013年8月 株式会社ワールドインテック 入社 2017年1月 株式会社アウトソーシング 入社 2017年4月 株式会社アウトソーシングトータルサポート 代表取締役 2018年4月 株式会社アウトソーシングコミュニケーションズ 取締役 2018年12月 株式会社アウトソーシングプラチナ 取締役 2020年4月 当社執行役員シニアワークディビジョンマネジャー 2020年12月 当社取締役(現任) 2021年3月 株式会社ウェルネスキャリアサポート 代表取締役(現任)	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	たに まこと 谷間 真 (1971年10月6日)	1997年1月 公認会計士谷間真事務所開業 1999年5月 株式会社ディー・ブレイン関西 代表取締役就任 2002年7月 株式会社ザッパラス 監査役 2002年8月 株式会社プロ・クエスト 代表取締役 2004年10月 株式会社バルニバービ 取締役 2004年11月 株式会社関門海 取締役 2005年7月 株式会社ザッパラス 取締役 2007年4月 株式会社関門海 代表取締役 2012年2月 株式会社T-R-E-V-I-V-Eコンサルティング 代表取締役(現任) 2013年3月 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役(現任) 2013年10月 当社社外監査役 2014年5月 株式会社アクリート 社外取締役 2014年7月 株式会社ザッパラス 監査役 2015年12月 当社社外取締役(現任) 2015年12月 株式会社日本医療機器開発機構 社外監査役 (現任) 2017年3月 株式会社F R E E M I N D 社外取締役(現任) 2017年7月 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員 (現任) 2018年1月 シンフォニーマーケティング株式会社 社外取締役 (現任) 2018年6月 株式会社ココカラファイン(現株式会社ココカラファイングループ) 社外取締役 2018年8月 メディカルフィットネスラボラトリー株式会社 (現CAPS株式会社) 社外取締役(現任) 2019年12月 株式会社ミライロ 社外取締役(現任) 2020年7月 monoAI technology株式会社 社外取締役 (現任) 2021年10月 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役 (現任)	一株

- (注) 1. 川嶋一郎氏は当社の親会社等に該当いたします。  
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 谷間真氏は、社外取締役候補者であります。

4. 谷間真氏は企業経営者、公認会計士として企業経営の卓越した経験と見識を備えており、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。
5. 谷間真氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は6年0ヶ月、社外取締役又は監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年3ヶ月となります。
6. 当社は、谷間真氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合、当社は、同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、谷間真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2022年6月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者様から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。各候補者が再任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	よしむらせいじ 吉村精治 (1952年4月16日)	1976年6月 株式会社三越(現株式会社三越伊勢丹)入社 2009年4月 レオドール商事株式会社 取締役 2011年4月 株式会社ヴィジョン・エイ 取締役 2011年8月 当社入社 2014年1月 当社常勤監査役 2019年12月 当社監査等委員である取締役(現任)	一株
2	たけざわだいかく 竹澤大格 (1968年1月29日)	1993年4月 弁護士登録 松嶋・寺澤法律事務所入所 1997年9月 ウィットマン・ブリード・アボット・モルガン法律事務所(米国ニューヨーク州ニューヨーク市)入所 1998年4月 ニューヨーク州弁護士登録 2014年12月 汐留総合法律事務所開設 同事務所所長(現任) 2016年3月 当社社外取締役 2019年12月 当社監査等委員社外取締役(現任)	一株
3	やまもとかずなり 山本和成 (1973年1月3日)	2002年10月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社 2003年6月 監査法人再編に伴い、あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)へ異動 2007年10月 ブリッジ税理士法人・ブリッジ共同公認会計士事務所入所 2010年4月 ブリッジ税理士法人 パートナー就任 2013年8月 山本和成公認会計士・税理士事務所開設 同事務所所長(現任) 2019年12月 当社監査等委員社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 竹澤大格氏及び山本和成氏は、社外取締役候補者であります。

3. 竹澤大格氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見を有しており、かつ、企業法務に関する実務経験が長く企業法務部門への駐在経験を備えていることから、かかる知見及び経験に基づく当社経営に対する適切な監査・監督を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
4. 竹澤大格氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。監査等委員である取締役としての在任期間は2年1ヶ月、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年9ヶ月となります。
5. 山本和成氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士・税理士としての専門的な知見を有しており、かつ、企業会計・企業税務に関する実務経験が長いことから、かかる知見及び経験に基づく適切な監査・監督を期待して、社外取締役候補者とするものであります。
6. 山本和成氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。監査等委員である取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年1ヶ月となります。
7. 当社は、吉村精治氏、竹澤大格氏及び山本和成氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は、各氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、竹澤大格氏及び山本和成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2022年6月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者様から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。各候補者が再任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

以 上





## 売上高



## 株主資本



## 経常利益



## 1株当たり純資産



## 親会社株主に帰属する当期純利益



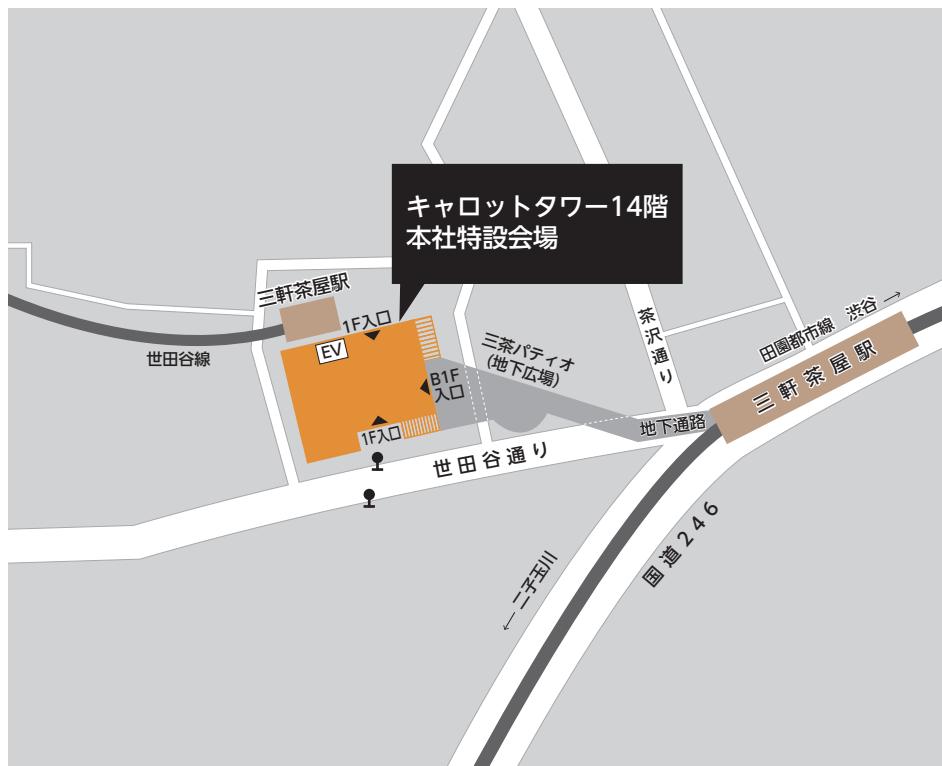
## 1株当たり当期純利益



(注) 2018年9月期以前は参考情報として個別決算の指標を記載しております。

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都世田谷区太子堂4-1-1  
キャロットタワー 14階  
TEL 03-6453-2717



交通 「三軒茶屋駅」 直結 東急田園都市線・世田谷線